年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

13 件

国民年金関係 13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和54年2月及び同年3月

昭和50年に婚姻した私は、市の職員から「国民年金に加入する必要がある。」との指導を受け、国民年金に加入し、保険料を納付し続けてきた。

ところが、私の年金記録に未納期間があることを知り納得できなかったことから、年金事務所に、再度記録を照会したところ、未納とされていた期間のうち、昭和53年4月から54年1月までの納付記録が見付かったとして記録が訂正された。申立期間についても、再度調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表では、申立期間直前の昭和53年4月から54年1月までの保険料が納付されていることが確認できるのに対し、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、当該期間は未納と記録されていたことから、平成23年12月8日付けで、当該期間の納付記録が未納から納付済みへ訂正されていることが確認でき、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和51年4月から口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できるところ、同市は、申立期間についても、当市の口座振替対象者であったとしており、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年6月まで

私は、昭和51年1月又は同年2月頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続を行った際、同支所の職員に国民年金保険料を遡って一括納付できることを教えられ、5万円ぐらいの保険料を納付した。

記録を確認したところ、遡って国民年金保険料を納付した期間が未納とされており、納得できないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月又は同年2月頃に、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に払い出されており、当該記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年11月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、当該加入手続時点は、特例納付が実施されていた時期ではないことから、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができない上、申立期間のうち、51年2月から同年6月までは、A市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、国民年金に未加入の期間であることが確認でき、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記の国民年金加入手続時点において、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったが、特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年7月までの期間及び同年8月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から51年7月まで

② 昭和51年8月から52年3月まで

申立期間①について、母がA市で加入手続を行い、郵便局員が自宅に集金に来た際、両親が私の分を含め兄姉3人分の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②について、昭和51年7月から姉とB市で暮らすようになり、姉と一緒に国民年金の住所変更手続を行い、保険料を毎月、銀行で納付していた。しかし、姉が納付済みで、私は未納となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の母親がA市役所で国民年金の加入 手続を行い、郵便局員が自宅に集金に来た際、両親が申立人を含め兄姉3人分 の国民年金保険料を納付し、また、申立期間②について、申立人の姉とB市で 暮らすようになり、保険料は毎月、銀行で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立 人の国民年金手帳記号番号は、A市から転居したB市で昭和51年8月に申立 人の姉と同日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により 確認でき、前後の被保険者の状況から同年8月頃に国民年金の加入手続が行わ れたものと推認され、申立内容とは符合しない上、加入手続時点では、申立期 間①のうち、一部は既に時効により保険料を納付することができず、49年7 月から51年3月までの期間は過年度納付、同年4月から同年7月までの期間 は現年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台 帳において、当該期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

また、申立期間①について、申立人の母親及び申立人の兄に係るA市の国民年金収滞納一覧表によると、申立期間当時の国民年金保険料納付方法は、市職員による個別収納であり、このことは、申立人から提出されたその兄に係る国民年金保険料領収証書の領収印からも確認でき、当該期間の保険料を、家族の分と共に郵便局員に納付したとする主張とも相違する。

さらに、申立期間②について、上記特殊台帳によると、当該期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、申立人が所持する国民年金領収証書によると、申立人は、申立期間②直後の昭和52年4月から同年12月までの保険料を54年7月に過年度納付していることが確認できるところ、この納付時点では、申立期間②は既に時効により保険料を納付できない期間である。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内で申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月及び同年12月

私の申立期間に係る国民年金保険料は妻が納付しており、妻の当該期間に係る記録は納付済みになっているにもかかわらず、私の記録は未納となっていることに納得できない。私も妻も当該期間の保険料を納付した記憶があるので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、平成6年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、当該加入手続時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付することができず、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を A県内で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払 い出された形跡は見当たらない上、申立人は、「ほかに年金手帳を所持する等、 別の年金番号を取得した記憶や事実は無い。」と主張している。

なお、申立人の妻に係る国民年金手帳記号番号は昭和46年7月に払い出され、申立期間に係る国民年金保険料納付日は平成4年5月*日であることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 12 月までの期間、61 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 1 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から60年12月まで

② 昭和61年1月から同年12月まで

③ 昭和62年1月から平成元年3月まで

我が家は自営業で、母親が、昭和57年4月頃、A市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、母親が、母親自身、父親及び私の3人分を、毎月、店に来ていた集金人に納付してくれていた。

領収書は市販の領収書を手書きでもらっていたが災害で見当たらない。両 親は国民年金保険料を納付しているのに、私だけに未納期間があるのは納得 できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 57 年 4 月頃、A市役所で申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立人の両親の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年2月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金加入手続時点において、申立期間①、②及び③のうちの一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間③のうち、昭和63年1月以降は過年度納付することが可能であったものの、A市の国民年金過年度収滞納一覧表において、当該期間の保険料を過年度納付し

た記録は見当たらず、申立人から保険料を遡って納付したとする主張も無い。 さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名 を複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号 番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期 間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確 定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわ せる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から61年3月まで

私は、昭和46年11月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、支払能力もあったので納付書により役所又は銀行で納付したにもかかわらずその記録が無いため、厚生年金保険加入期間を除く申立期間の記録回復を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により役所又は銀行で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和62年3月に払い出されたことが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、46年11月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、申立人の所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金の資格記録の記載は無く、オンライン記録においても、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方によりB県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から46年3月まで

私は、昭和42年3月頃、母から国民年金に加入するように勧められ、A県B市役所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、自宅に来た集金人か金融機関に夫婦二人分を定期的に納付していたことを覚えており、証拠となるものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月頃に国民年金の加入手続を行い、申立人の夫の国 民年金保険料と一緒に定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年7月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点では、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、昭和44年4月から46年3月までは過年度納付が可能であるものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間に係る過年度納付の記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫 も、申立人と同様に昭和46年4月から保険料の納付を開始していることが特 殊台帳により確認できるものの、申立期間は未納と記録されている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで申立人の氏名について 複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たら ない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

兵庫国民年金 事案 3074 (事案 2912 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間、同年 10 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 7 月から平成 9 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年3月まで

② 昭和59年10月から60年3月まで

③ 昭和60年7月から平成9年12月まで

前回の申立てに対する平成23年12月26日付け通知文の「委員会の判断の理由」を見たところ、「市の集金人制度は、昭和51年度をもって廃止されたとしており、集金人に保険料を納付したとしている申立人の主張とは符合しない。」となっていた。

しかし、納付組織の集金人制度は、昭和 51 年度以降も続いていたはずなので、再度、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①、②及び③に係る申立てについては、i)申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表によると、昭和52年度から60年度までについて、納付済みと記録されている国民年金保険料のうち57年度の2期及び3期の分を除き、納付書又は市役所窓口で保険料を納付していることが確認できる上、同市によると、51年度をもって国民年金保険料の集金人制度を原則として廃止したとしており、集金人に保険料を納付したとする申立人の主張とは符合しないこと、ii)申立期間①及び②について、上記の国民年金収滞納一覧表によると、当該期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、当該期間の保険料は未納と記録されていることが確認できること、iii)申立期間③について、オンライン記録において未納と記録されており、当該期間は150か月と長期間であるところ、同一人に対して、国民年金保険料を納付したとする記録が全て欠落すると

も考え難く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、市の集金人制度が昭和51年度に廃止されているかもしれないが、それ以降も納付組織の集金人制度はあったとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表における昭和 52 年度から 60 年度までのうち、納付記録がある期間の納付方法を見ると、申立人が納付組織の集金人に国民年金保険料を納付していた記録は確認できず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年3月までの期間、同年8月及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年3月まで

② 平成6年8月

③ 平成7年4月から8年3月まで

私は、22歳で就職した際に、就職先の会社から、未納であった 20歳からの国民年金保険料を納付するように言われて、平成8年4月に、母親と一緒にA県B市役所に行き、それまで未納であった保険料を一括で納付した。就職先の会社では、従業員が年金手帳を入手して、国民年金保険料を納付した後でしか厚生年金保険に加入できない方針だったので、新入社員は必ず全員過去の未納分の保険料は納付しており、未納期間は無いはずである。

現在の年金記録に納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月に、B市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③を含む平成5年12月から8年3月までの国民年金保険料を一括で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の国民年金被保険者の資格取得時期及び保険料納付状況から、平成8年4月頃に払い出されたことが推認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるところ、当該加入手続時点では、申立期間①のうち5年12月から6年2月までの保険料については、既に時効により納付することができず、6年3月及び申立期間②については過年度納付、申立期間③については、現年度納付す

ることが可能であったものの、オンライン記録において、当該期間の保険料を 納付した記録は見当たらない。

また、申立期間①、②及び③について、申立人は、オンライン記録によると、納付済みとなっている平成6年4月から同年7月までの期間及び同年9月から7年3月までの期間の国民年金保険料を、8年5月30日から9年5月1日までの間に11回に分けて納付したことが確認でき、8年4月の就職時に、申立期間①、②及び③を含む、5年12月から8年3月までの保険料を、一括して納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間③について、オンライン記録によると、平成9年6月9日 に過年度納付書が発行されていることが確認でき、同年6月当時、申立期間③ の大半の期間において、国民年金保険料に未納があったことがうかがえるが、 申立人から、この頃に保険料を遡って納付したとする主張は無い。

なお、当時の勤務先に照会しても、「国民年金保険料に未納がある場合に厚生年金保険に加入させない取扱いは行っていない。国民年金保険料の未納の解消について関知することは無かった。」と回答しているほか、オンライン記録によると、申立人と同日に、当該勤務先において厚生年金保険の被保険者資格を取得した81人(申立人を含む。)のうち41人に、20歳から平成8年3月までの期間において国民年金保険料の未納期間(平成8年7月に過年度納付した一人を含む。)又は国民年金に未加入の期間があることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで

私は、学生も国民年金に加入しなければならない制度に変わったのは知っていたが、大学在学中は収入が無く国民年金保険料を納付できなかったので、A市役所の出張所において、昭和63年3月の卒業後すぐに国民年金の加入手続を行い、その際、窓口で年金手帳を受取るとともに発行された納付書で同年4月の国民年金保険料を納付し、以後も毎月納付した。また、平成元年度分は郵送されてきた納付書で1年分をまとめて納付したが、未納となっているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月の大学卒業後すぐに、国民年金の加入手続を行い、 昭和63年度分の国民年金保険料を毎月納付し、また、平成元年度分の保険料 は納付書で1年分をまとめて納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月9日に払い出されており、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳(永久保存)によると、届出年月日は同年4月28日と記載されていることから、同年4月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、資格得喪記録欄には加入漏れによる強制加入(新規)を示す「1」及び「F」の記載が確認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能ではあるものの、上記国民年金被保険者台帳の申立期間に係る納付記録欄には、未納を示す「0」が確認でき、オンライン記録においても、当該期間について過年度納付した記録は見当たらない上、申立人から遡って納付したとする供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成15年3月

私は、20歳になった昭和58年*月頃に、両親に勧められA市の社会保険 事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は銀行で納付 していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、銀行で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月に払い出されていることから、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であり、オンライン記録によると、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料について、15年1月の分を同年2月*日に、同年2月の分を同年3月*日に現年度納付し、申立期間後の同年4月の分を同年5月*日に、同年5月の分を同年6月*日に現年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立期間については、保険料収納業務が市区町村から国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、年金記録の納付データは金融機関等からの電磁的データをもって収録している等記録管理の強化が図られているため、記録漏れや記録誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年6月まで

私は、婚姻後の昭和44年12月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間 の国民年金保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の昭和44年12月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和51年10月に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人は、同年7月20日付けで任意加入により国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで

私は、昭和54年3月に研修を終え、事業所に勤めると同時に、妻がA市において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を妻の分と一緒に、納付していたのに、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。なお、妻の年金記録は、年金事務所に照会したところ、記録の一部が訂正された。私についても、A市での年金記録を再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和54年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和56年5月に払い出されており、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年4月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付したとする記録は見当たらず、申立人の保険料を納付したとする妻から、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を 複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番 号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の妻及び申立人が申立期間の 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無 く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から60年5月まで

私は、昭和52年11月に婚姻し、国民健康保険の加入手続のためA市役所に出向いた際、国民年金に加入するよう勧められ、児童手当の受給要件に国民年金保険料の納付があったため加入し、53年10月頃までは金融機関の支店窓口で、また、同年11月から60年5月までは口座振替で夫婦の国民年金保険料と家族の国民健康保険料として毎月、合計5万円ぐらいを納付していたのに、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月頃、国民年金の加入手続を行い、加入してからの 国民年金保険料については、毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより申立人の氏名を複数検索したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録において、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和52年11月から金融機関の窓口で国民年金保険料を納付し、53年11月以降は口座振替により夫婦の保険料を納付したと主張しているが、A市の収納(収滞納)一覧表によると、申立人の夫に係る保険料の納付方法は、昭和53年度から58年度までは地域の組織納付であり、60年度は自主納付であることが確認でき、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。